

【資料】

温故知新

日本の家畜防疫の幕明け(5)

山脇圭吉著 日本家畜防疫史
(昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田 克 弥
(帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)

疫牛処分仮条例

第一条

- 一、人民飼育の牛疫病あるときは其の牛主においては兼ねて管轄庁より告示する所の医に請うて診察せしめ、もし牛疫の徴候あらば直ちにこれを区戸長に届け出、区戸長よりは速やかにその旨管轄庁へ届出づべし
- 但し、医員懸隔(けんかく：かけはなれていること)の地等において之を迎えるの際、既に牛疫の徴候あるときは直ちに区戸長に届出づべし

第二条

- 一、管轄庁においては区戸長よりの具状(ぐじょう：事の次第をくわしく書いて上申すること)により速やかに官員を派出せしめ、検査の上、疑いあるものは病の軽重を問わず直ちに之を撲殺し、その他は専ら予防法を行うべし

第三条

- 一、牛疫感染の牛を撲殺するときは相当の代償を其の主の下渡すべし故に、所有者において之を拒むべからず
- 但し、牛価を其の品位により相当支給すべしといえども必ず一頭に付き金30円を超ゆべからず

第四条

- 一、牛疫発見せば直ちに管内に布達し、および勸業寮並びに接近の地方庁へ之を通知すべし

第五条

- 一、牛疫発見したるときは、その場所より凡そ方(ほう：距離)二里(現代の8km)以内の地を限り直ちに道筋に表札を建て、病牛は勿論、健牛といえども右限外に出ることを禁じ、また、他より限内に入ることを禁ずべし。仮令病相全く滅却の後たりとも、なお3ヵ月を経ざればその出入りを許すべからず
- 但し、四方10里以内、畜牛無しの場へ往復或いは移伝するはこの限りにあらず

(本項は、明治9年5月15日内務省達乙第六〇号により増加並びに但し書き更正左のごとくした)

第六条

- 一、牛疫云々、その出入りを許すべからずの下に「尤四方10里位内畜牛の無しの場へ往復或いは移伝するはこの限りにあらず」の28字を加う

但し、標札文面および寸法等はその地方の適宜に任すべし。尤も右費用は府庁税の内より支出すべし

第七条

- 一、牛病新書および疫牛容体書1府県に付き20部宛下渡すべきに付き、各管内適宜の地に於いて相当の医者を撰み(えらみ：より分ける)右書類を下渡し、予め講習せしめ牛病の診断をなさしむべし。且つ該医の住所姓名は管内に告示すべし

(明治9年5月15日内務省達乙第六〇号により但書追加)

- 一、牛病新書云々

但し、医員手当金の儀は昨8年4月太政官第四九号交付第一条に準拠し、その時に予備金を以て支給致し置き、3ヵ月分取りまとめ大蔵省へ請取り(うけとり)方申し立つべし

(明治14年11月21日農商務省達乙第一一号により但書追加)

但し、医員の手当は1ヵ月金15円以内を以て勤日数に応じ、旅費は定則日当表五等府庁管内旅費を支給すべし

第八条

- 一、牛主へ償付する金額は何うに及ばず、予備金の内を以て速やかに施行し、医員の診断書および牛主姓名頭数金額など詳細取調書相添え、その時に当省へ届け出づべし

但し、金員受け取り方の儀は3ヵ月分取り東ね大蔵省へ申し出づべし

(明治11年2月4日内務省達乙第九号により追加)

- 一、牛主へ云々姓名頭数の下に「年齢」の二字を追加

第九条

- 一、疾病に斃れ或いは撲殺したる牛の遺骸は辛未年の公布に照準し焼き棄てるは勿論なりといえども、その地方の便宜により一丈二尺の地下に埋没するも妨げなしとす

(明治9年5月15日 内務省達乙第六〇号により但書追加)

- 一、疾病に斃れ云々

但し、焼棄埋没等の費用は所有者の自費たるべし

(明治9年8月10日 内務省達乙第九四号により但書追加)

一、疾病に斃れ云々

但しの下に「撲殺」の二字を加える

(明治9年5月15日 内務省達乙第六〇号を以て第十條及び第十一條を追加)

第十條

一、第五條中健牛の他より限内に入るを禁ずるといへども、各開港場外国人在留の地に於いて目下食料に欠乏するが如きは嚴重検査の外、屠牛に限り此の例にあらず

第十一條

一、隣府県接比の村より牛疫発起する時は該庁と協議し管轄の内外に関せず限内を定むべし

茲に紀元1865年英国に於いて牛疫流行の際、同国家畜医の中最も卓越なる博士「シモンズ」氏をして書せしむる所の説、左のごとし。

牛、大いに沈鬱して活発ならず。食を反芻するを止め、頻りに戦慄し、行歩蹒さん(ばんさん：足を引きずっていくさま)たり。寒甚だし、呼吸促迫して頭を低くし、眼球紅色を潮して(さして)涙を流せり。鼻孔より粘液を生じ内唇および上顎において生色なるものを基布(きふ：基石を並べたように点々とちらばっていること)して且つ下痢あり。

ポーランド国の博士「セーマン」氏の説、左のごとし。

牛の食欲欠乏、反芻を止めて鬱悶して口中並びに小牙より粘液を生じ、小瘡を發し臭気を放ちて粘液を泄し、次いで臭気ある下痢を下し、咳嗽し漸次衰弱して偶(まれに)きんれい(歯ざしり?)し、頭を一方に屈て斃死す。また、博士「レーヤド」氏が疫病伝染の性について著す所の書中に述べたる左の説は1757年より公告せり。

この伝染疫の初徴は食欲減少し、頭を伸ばし嚙下するに困難、耳は痒を覚ゆる如く揺してまた垂れり。眼暗濁なり。怠慢にして運動を好まず、爾後、全く食欲を絶す。眼鼻より濃様の液を泄し、常に下痢し上顎および口瘡に於いて結膿し、多く夕時に在りて横臥せり。因って今ここに当牧羊場第一区の両国沖に於いて斃牛の徴候いかがありしやを陳すべし(申し述べる、主張する)。

牛の食欲欠乏し、反芻を止め頭および耳を垂れ、間欠厥冷戦慄し、下痢を生じ咳嗽し呼吸促迫す。眼鼻より粘液を泄し、初め眼より出たる液は全く希薄なれども、病長ずるに及んで次第に稠厚となり、ついに膿状に変せり。病牛の内、前に記載する学士「レーヤド」氏が述ぶる説

のごとく、頭を伸ばせし徴候あるを注目せり。而して(しこうして：それに加えて)専ら博士「シモンズ」氏が説のごとく、行歩踉蹌たり、また、咳嗽きんれい(歯ざしり?)することポーランド国の学士が説と同一たり。

伝染牛疫予防法並びに斃死後処置に関する通達

内務省達乙第二四号 明治9年3月7日

今般伝染牛疫処分条例相達す。なお、別紙の通り予防法並びに斃死後処置相達し候事、篤と管内人民へ論達致すべし。この旨相達し候事(法令全書)

(別紙)

伝染牛疫予防法並びに斃死後処置

(一) 伝染牛疫予防法

一、もし一戸に伝染牛疫の徴候顯する(あらわする)ときは、牛疫処分仮条例を遵奉し、これを撲殺してその死体は速やかに一丈二尺の地下に埋没するか或いは焼棄するはもちろん伝染病に紛らわしきものといへども、直ぐ様、その由を近隣に知らせ、健牛を所持するものと互いに往来出入りすべからず

一、一戸数頭の牛を畜養するものは、もし一頭の牛牛疫病の徴候あるときは、直ちに健牛を他の牛類無きの地へ引移すべし。もっとも牛疫処分仮条例の通り、その場所より凡そ方二里以内の地を限りとす

一、一地方に伝染病発起の聞こえあれば、一層注意、厩舎を清浄にし、寝藁など度々取り換え、湿気を乾かし、空気の流通をよくすることを怠るべからず。且つ、左の薬剤を時々厩内に散布すべし

一、石炭散水 石炭酸 二勺、水 一升五合位

または

一、塩酸カルキ水 塩酸カルキ 一合、水 一升五合位
右の薬品に乏しき地にては生石灰を散布すべし

一、飼料は軟らかにして消化し易き物を与えるべし。但し燕麦粉の得やすき地にては常食に与えるを最良とす

一、干し草は塩水を振りかけ潤し与えるべし

但し、多分の青草を与えるは下痢を醸す恐れあれば加減すべし

(二) 斃死後処置

一、伝染病とおぼしき病にて斃れるものあらば、厩舎の内外をよく洗い、硫黄一斤を燻し、石炭散水を散布して臭気を去らしむべし。もっとも、病牛糞尿その他治療に用いたる一切の物品は深く土中に埋めるかまたは硫黄を散布して焼き捨つべし

一、病牛を取り扱いたる人は衣服を取り換え、身体を清

浄にし、1週間を経ざれば健牛に近づくべからず

一、総て斃牛を取り扱いたる場所へは石炭酸水を散布すべし（生石灰にてもよし）

一、伝染病牛斃死の厩舎へは、6ヵ月を経ざれば健牛を繋ぐべからず

以上の内容に徴するに現行家畜伝染予防法の実施に於いて勵行せられている病畜の発見、届出、検診、隔離、告示、撲殺に対する損害補償（殺手当金の支給）、死体および物品の処置、移動禁止区域の設定、消毒法および一般予防法に関する注意事項等に至るまで伝染病予防制の骨子が大体において網羅されているのである。即ち伝染病予防の方法は、各種疾病により各々特色を有するにせよ本邦家畜伝染病予防法の骨子が、牛疫によって発祥し、漸次形態を整えて来たという経過は、これによっても明らかであることを重ねて高調しておく次第である。

さらに、同年8月5日 内務省達番外によって前記予防法の施行を一掃便にするために、「牛疫新書」並びに「牛疫容体書」の外に牛病可治を頒している。（法令全書）

あとがき

ここまで『日本家畜防疫史』の冒頭から25ページまで、明治時代初期における我が国の家畜防疫の発祥からその基盤確立までの記録を紹介しました。本書は、さらに、当時の国策を反映して、朝鮮半島や中国（青島）への家畜移出に関わる検疫のこと、さまざまな家畜伝染病（炭疽、皮疽・鼻疽、気腫疽、狂犬病など）の発生と対応のこと、さらに、予防獣医学術の進歩（家禽コレラ、豚コレラなど血清療法の開発やツベルクリンの製造、馬伝染性貧血の研究）などが紹介されています。さらに、第二編“大正・昭和年代における家畜伝染病の流行状況と防疫”には、著者「山脇圭吉」先生自身が活躍された時代ということもあり、実に詳細な家畜防疫関連施策に加え、病名ごとの流行状況と防疫について、全500余ページにわたり紹介されています。何れも興味は尽きませんが、まずは、今から150年前の一通の外電から始まった我が国の家畜防疫の幕明けについての紹介は、これをもって終わりとさせていただきます。